

平成25年 第5回臨時会

湖周行政事務組合議会会議録

平成25年12月20日 開会

平成25年12月20日 閉会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	12月20日	金	午前11:15	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会会議録目次

第1号（12月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○組合長挨拶	11
○閉会の宣告	11
○署名議員	12

平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成25年12月20日(金)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第11号 特定事業契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	今井康喜議員	2番	山之内寛議員
3番	有賀ゆかり議員	4番	水野政利議員
5番	三沢一友議員	6番	田中肇議員
7番	中村奎司議員	8番	河西猛議員
9番	藤森守議員	10番	小林佐敏議員
11番	藤森スマエ議員	12番	中山透議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井竜五君	副 組 合 長	山田勝文君
副 組 合 長	青木悟君	副 組 合 長	中田富雄君
事 務 局 長	笠原和彦君	総務建設課長	伊藤祐臣君
会 計 管 理 者	杉本研一君	監 査 委 員 事 務 局 長	金原亮吉君
岡 谷 市 市 民 環 境 部 長 環 境 課 長	小口智弘君	諏 訪 市 市 民 部 長	吉江徳男君
諏 訪 市 市 民 部 長 生 活 環 境 課 長	伊藤幸彦君	下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長	土田豊君
総 務 建 設 課 庶 務 係 長	中澤健一君	総 務 建 設 課 計 画 係 長	中楯博一君

議会事務局職員出席者

局 長	原孝好	次 長	武井千尋
主 幹	今井啓智		

開会 午前11時30分

◎開会の宣告

○議長（今井康喜議員） これより平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（今井康喜議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井康喜議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、5番 三沢一友議員、10番 小林佐敏議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井康喜議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（今井康喜議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、湖周地区ごみ処理施設整備事業における特定事業契約に関する議案を提案申し上げますのでございます。

10月にDBO事業者を決定して以降、議員の皆様には全員協議会において委員会における選定の経過や評価結果等について報告をしてきたところでございますが、過日、事業者と仮契約を締結し、本日、議案上程の運びとなりました。

御審議の上、御議決賜りますよう、お願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第4 議案第11号 特定事業契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） それでは、議案第11号 特定事業契約について説明いたします。

この契約はDBO事業に係る契約でございます。最初に議案第11号資料をごらんください。特定事業契約は基本契約、建設請負契約、運營業務委託契約の3本で構成しており、各契約の内容について資料にまとめてございます。

1の基本契約は、DBO事業を円滑に実施するために必要な基本的な事項を定めたものでありまして、建設請負契約と運營業務委託契約を一体のものとして定めております。

2は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事の概要をまとめております。性能発注方式をと

るため、要求水準書及び提案書を満足する施設を設計から建設まで発注するものです。

なお、諏訪湖周クリーンセンターは余熱利用として高効率発電をいたしますので、国の循環型社会形成推進交付金を受けて整備する施設となります。

3は、クリーンセンターの運營業務の概要をまとめております。ごみの受け付け業務に始まり、運転管理、維持管理のほか余熱利用に発電した余剰電力の売電や、その他関連業務が含まれます。

それでは、議案第11号へお戻りください。

湖周地区ごみ処理施設整備事業の入札につきましては、御承知のとおり、総合評価一般競争入札にて実施をいたしました。入札の結果、入札金額128億円で株式会社タクマグループが落札者となりました。このたびの基本契約は、特別目的会社を含めグループを構成する全ての企業と締結するものであります。

次のページにまいりまして2の建設請負契約は、契約額66億9,600万円で、タクマ・岡谷組特定建設工事共同企業体と契約するものであります。タクマが設計及びプラントの建設、岡谷組が建屋の建設を請け負います。

3の運營業務委託契約は、契約額71億2,800万円で、特別目的会社である諏訪湖ハイトラスト株式会社と締結するものであります。

なお、運営企業として基本契約に名を連ねている株式会社タクマテクノスはSPCへ出資しておりますが、契約の相手先はあくまでSPCである諏訪湖ハイトラストとなります。

これら3契約につきましては、12月6日付で仮契約を締結してございますが、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤森 守議員。

○9番（藤森 守議員） 9番、お願いします。全協での質問と重なる部分がありますけれども、最終処分場について本日の全協で運転開始時には設置不可能という説明をいただいたところですが、議会として今困るのは最終処分場の位置、場所、それらがこの後、具体的にどうなるかという問題でありますよね。運転開始時にできないということになれば、組合がセットで進めてきた中間処理施設とそれから最終処分場を同時に稼働させるという大目標が

崩れ去るということになります。

先ほどの説明では横出し、いわゆる民間業者への委託を、これから最優先で検討ということですが、それは一時的なものだという説明ですが、私はこの組合の業務を開始する新施設をつくっていく、そのタイムリミットである今日、請負契約議案とそれから運転業務の契約、この議決だけ議会に対して求めるというのは筋が違うだろうというふうに思っているところであります。

この際ですね、一旦この議決については取りやめて、最終処分場の位置、場所、内容、それから新施設ができる、その時期まで私は待たれたほうが市民に対して責任ある行政の進め方ではないかというふうに思いますが、この点ではいかがでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 今回この契約議案を提出させていただいておりますのは、まず第1に現在稼働している諏訪市、あと下諏訪町のごみの中間処理施設自体がもう老朽化をしてきている部分がございます、それらのことを考えますと、どうしてもここで新しい中間処理施設の建設をする必要があるというものがございます。

それと最終処分場の考え方につきましては、確かにあるべき理想の姿を目標として掲げてここまで進んできたわけでございますけれども、民間処理施設への処理の委託というのは、今予定している20年間の運営管理、最低でもですね、今回の契約の期間はそうなるわけですが、その中であって最初の部分を民間に100%出していきたいということですから、基本的な組合のこれまで進めてきたものを根底から覆しているようなものではございませんので、十分対応をしていけるといふふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（今井康喜議員） 藤森 守議員。

○9番（藤森 守議員） ですが、今全国的にはですね、民間業者が自前で持っている最終処分場が満杯になるとか、あるいは新たな用地がつかれないとかいろいろ問題も出てきて、Fコーポレーションというようなところも受け入れがもうできないというような、そういう話もね、伝わってきているところなんです。ですから組合としてはね、物すごい努力をしないといけないよ。次から次にあそこでだめならこっち、こっちがだめならあっち、そういう綱渡りのようなことも覚悟せざるを得ないような状況だと思います。

というのは、きょうの段階で委託先は幾つか話も来ているけれども、これから検討だということですね。そういう答弁をいただいています。それは一体、責任ある者としていつま

でに民間の業者も選定できるのか、契約が結べるのか。そういうところもまだわかっていない、今の、きょう現在のこの請負契約議案、私はこれは責任ある進め方ではないんじゃないかというふうに重ねて思いますが、いかがですか。

○議長（今井康喜議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 民間との契約の時期をですね、明らかにしていないということをおっしゃっていただきましたけれども、当然新施設稼働の前には完全に契約を成立させていく、そのための時間としてもやはり、本日のこの時点でですね、皆様にこの方針の修正をお知らせしているものでありますので、重ねて御理解をいただきたいと思います。

○議長（今井康喜議員） 藤森 守議員。

○9番（藤森 守議員） それはもう先ほどの全協から意見が平行しているということですので、それについてはこれでやめます。

あとですね、この議案書の中で運營業務委託契約の点ですけれども、71億2,800万円という20年間の契約ですね。当然、私どもはまだこれからごみ減量については今道半ば、新しい施設ができて、ごみは減らしていかなきゃいけない。ここで大いに努力もしなきゃいけないわけです。

それで、ごみが24時間連続運転ということですので、燃やせる量は1日当たり最大で110トンという設定になっていますよね。これがもし努力でごみが減らされてきたということで、運転時間があるいは減ってくるというような場合にもですね、この契約に従ってこの契約金額を払わなければいけないのか、この点についてはどんなふうにこれからなっていくんでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） この契約はですね、私どもが最初に提示をした条件における費用になります。ただ、ごみの焼却についてはですね、実際に焼却した量によって発生するコストとごみの量にかかわらず発生するコストを分けて計算するようにしてありますので、当然ごみ量が減った場合には、この費用というのは減るというふうに御理解をいただいて結構です。

○議長（今井康喜議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言がありましたらお願いいたします。

藤森 守議員。

○9番（藤森 守議員） 平成25年湖周行政事務組合議会臨時会、議案第11号 特定事業契約について、反対討論を行います。

諏訪地方では最初、広域連合の中でいわゆる煙突1本でいけばいいのではないかという時期がありました。しかし、その後諏訪地方では2本の煙突が必要だということになり、今日に至っていると認識をしているところであります。

なぜ、1本だの2本だのと言うかといいますと、国の方針はごみ処理は法律で市町村の仕事としているわけだが、個々の市町村だけでなく、できるだけ広い範囲でやりなさい、そのほうが効率的だと、金の問題ですね、との強い指導と誘導があつて、広域化しての煙突の数を減らしたところにはお金を回すけれども、そうでないところには金は回さないという露骨な政策をとってきたわけです。

さらに、灰のかさを減らすためとして、今では誰も相手にしなくなった熔融炉の採用を条件として求めてきました。諏訪地方でも熔融炉導入の検討がなされましたが、諏訪南の建設予定地の地盤の問題が出て不採用となり、湖周3市町でも不採用となりました。この判断はよかったと思っています。

さて、今議会の新工場建設請負契約及び運營業務委託契約などにつきましての反対理由であります。本来ごみ処理は市町村の責任であります。そして今日、ごみ処理の基本はいかに大型の施設をつくるのではなく、いかにごみの量を減らすかに移ってきているということは、ここにおられる全員の認識と思います。ここがポイントであります。減量の取り組みは小さい範囲であればあるほどうまくいくと、実効を上げていくということは事実として証明されていると思っています。広域化したところほどもたれ合いが出て、市民の意識向上が図れずに減量につながらないという結果が出ているのではないのでしょうか。この点を心配しているところであります。

3市町の独自の施設での業務が理にかなっていると考えます。国においても人口5万人規模の施設運営を現在は認めているところであり、方針転換は可能と考えます。

次に、建設費及び運営費の負担割合が不公平だという点であります。この地方では広域及び一部事務組合の負担割合は2対8が常識となっており、実績を上げている中、湖周に限って1対9であります。当初100%を実績割にと声が出て、長期間にわたって協議が進まずにいたところ、1対9案が出されて政治決着が図られたというところでありますが、果たし

てこれでよいのか、不公平でないかというふうに考えます。このまま最終段階に入っていくのは3市町にとってよくないことだと思っています。この点でも反対であります。

さて、最終処分場の問題であります。本日の全員協議会で運転開始時期の最終処分場稼働は不可能という報告がされました。このままでは見切り発車となります。およそ新施設をつくるに当たって、最終処分の方法と施設が明確に決まらずに本体と運営の契約だけ行うことは、行政として責任ある進め方とは思えないところであります。議決を求めることに無理があると私は思います。このほかにも15項目の中で合意に至っていない項目があるわけで、これらを総合的に判断すると、この議案は反対せざるを得ないということでございます。

以上です。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言はありますか。

中山 透議員。

○12番（中山 透議員） それでは、賛成の討論をさせていただきます。

本案については三つの契約のものであり、新施設の計画にはここで行うことによってですね、予定どおりに稼働できるものという形であります。

先ほど反対討論の中に3項目ほどあったわけですが、ごみの減量については各行政でですね、対応をして成果も出ているというように各行政の決算の中でも出ているものだというように思います。

また、負担割についてはですね、広域割については2対8、湖周割については1対9という形の中で、この不公平感というのはですね、時の首長の政治判断、高所での判断だというように私は理解するところでもあります。

また、特に処分場についてはですね、組合としては自前と民間の併用委託をしていくというもともとの考えのもとで行っていくということは、さきの全協の中でも確認は十分とまでは言えませんが、できたところであると思います。

現在の状況では、稼働時では全量民間委託ということですが、特にですね、この辺については私は諏訪市には3市町の中でですね、処分地の引き受けをしていただいたことについては大変期待をしている部分であります。

今後早期に具体的な場所また具体的な処理方法、また具体的な経費をですね、示していただくことをお願いもさせていただきながら賛成の討論とさせていただきます。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言はありますか。

田中 肇議員。

○6番（田中 肇議員） 6番、田中肇です。賛成の立場から意見を申し上げます。

このごみ焼却場につきましては、大変岡谷市民の中でもさまざまな意見が戦わされてきました。やっとここにきて諏訪市さんの御協力もいただく中で、建設が進められたというふうに理解をしております。そして、この建設がですね、進まないことになると、これは岡谷市でもって建設やむなしと、いいですよと言ったところの市民に対しても大変な裏切りといたしますか大きな心配をまた巻き起こすことになるというふうに思います。

先ほどから、ごみの減量とか負担割合とかいろいろ出ておりますけれども、そういったことも十分組合、正副組合長あるいは職員の方々を含めて検討をされ、提案もされてここまで来ておるわけでありますので、私は唯一心配なのはやはり最終処分場であります。この最終処分場に対して最大限の努力をいただくという要望をしまして、この意見に賛成をしたいと思います。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言はありますか。

小林佐敏議員。

○10番（小林佐敏議員） 今回の事業に対しまして賛成の討論をさせていただきます。

湖周行政事務組合事業がこれまで大勢の関係者の皆様の努力によりまして今日を迎えているわけございまして、ここで基本建設運營業務についての契約がなされるというわけございまして。確かに討論では最終処分場の問題、建設等の問題がありましたんですけども、鋭意努力を諏訪市もされているということで、もう少し時間も欲しいというようなことございまして。

こんな意味合いで現在稼働をしております中間処理施設も大変老朽化をしているという中で、少しでも早くこの事業を実施をしていくのがベターではないかということでございまして、予定どおり進めていくことが責任ある事業主のやることであるということで賛成討論とさせていただきます。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（今井康喜議員） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（今井康喜議員） 以上で、今臨時会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出をしましたDBOにおける特定事業契約議案につきまして、御審議の上、御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。

諏訪湖周クリーンセンターの建設運営事業者と正式に契約ができますので、今後具体的な設計に入ってまいります。住民の皆様の生活に最も身近な存在となるごみ処理施設を今後長きにわたって安定的に稼働させなくてはなりません。すばらしい施設となるよう事業者と真剣に、そして真摯に向き合い協議をしております。

議員各位におかれましては、引き続き事業に御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井康喜議員） これにて、平成25年第5回湖周行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 今 井 康 喜

湖周行政事務組合議会議員 三 沢 一 友

湖周行政事務組合議会議員 小 林 佐 敏